

入会及び退会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人みんなの認知症情報学会（以下、「本会」という。）定款第6条に基づき、会員の入会及び退会に関し必要な事項を定めるものとする。

(入会の手続き)

第2条 本会の会員に入会しようとする個人又は団体は、定款の内容を了承の上、別に定める入会申込書により申し込むものとする。

2 年会費の納入が確認された時点をもって入会手続きを完了し、本会の会員となる。

(会員種別)

第3条 会員種別は次のとおりとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 市民会員 この法人の目的に賛同して入会した一般市民
- (3) 学会会員 この法人の目的に賛同して入会し、学術活動を行う個人
- (4) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (5) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(会費)

第4条 年会費は、会員種別に応じて次のとおりとする。

- (1) 市民会員 2,000 円
- (2) 学会会員 3,000 円
- (3) 賛助会員 1口100,000 円 (1口以上)

2 正会員は、別に定める会費規程による。

3 名誉会員は、会費の納入を必要としない。

(会費の納入)

第5条 会費は、本会事業年度（毎年8月から翌年7月まで）に合わせて、会費は1年分前納を原則とする。

(退会事由及び手続き)

第6条 本会を退会しようとする会員は、理事会において定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 年度の途中において退会するときは、既納の会費は返還しない。また、その会員であった事業年度の未納会費を納入しなければならない。

3 次の各号の一つに該当する会員は会員資格を喪失し退会したものとみなす。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総正会員の同意があったとき。
- (6) 1年間分以上の会費等を滞納したとき。

(除名)

第7条 会員が定款や本規程の条項等に違反したとき、または本会に損害を与えたとき、または会員としてあるまじき行為があったと認められるとき、社員総会の議決により会員を除名することができる。

(再入会)

第8条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望した場合には、延滞した会費を納付した上で、新たに入会する場合と同様の手続きを必要とする。

(変更)

第9条 この規程は、必要と認めた場合、社員総会の決議により改正することができる。

附 則

1. この規程は、平成29年11月28日から施行する。